

毎月第3金曜日は川西市の「人権デー」です！

「女性の人権」について考えてみましょう。

「女性の人権」への認識

人権とは、市民革命の中で出てきた考えであり、「人は皆、生まれながらに平等の権利を持っており、等しく尊重されるべきだ」ということが基本の考え方です。特にフランス革命（1789年）において「人権宣言」が採択されたことにより、大きく世界に影響力を持つ思想になっていきました。しかし、このときの「人」には女性は含まれていませんでした。「平等」と考えられていたのは、白人の男性だけでした。



それから150年以上たち第2次世界大戦後の1948年、世界人権宣言が国連で採択されました。そこでは第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と明記されました。

日本では戦後の1945年に婦人参政権が認められ、ほぼ同時期に女性も本格的に高等教育を受けられるようになっていきました。

現在、女性の人権が尊重されていないと感じること

固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残り、家事・育児・介護の負担が女性に偏る原因となっている。

社会進出とジェンダーギャップ

国連から政治や経済分野への参画遅れが指摘されており、ジェンダーギャップ指数は世界的に低い水準にあります。

暴力やハラスメント

配偶者などからの暴力（DV）職場でのセクシュアルハラスメント、性犯罪、性暴力、ストーカー行為などが依然として多く発生しています。



女性の人権に関する相談について

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付けています。

「みんなの人権110番」の電話番号（0570−003−110）を入力後、自動音声ガイダンスに従い、**1番を入力**すると女性の人権問題に関する相談が可能です。相談は無料、秘密は厳守します。



受付時間　平日8:30～17:15

川西市男女共同参画センターでは、面接または電話での相談ができます。相談は無料。

予約（072-759-1856）　受付時間　平日9:00～17:00

総合センター・人権ＤＶＤ上映会～みらいへ～　（予約不要・無料）◆総合センター　☎072-758-8398

★10 月 16 日（金）（①10 時～②13 時～③16 時～）作品：「母のさがしもの 認知症とともに生きる」【高齢者の人権】32 分

★10 月 21 日（水）（①15 時 30 分～）作品：「いのちと死の授業 子どもたちのいのちを守る」【子どもの人権】34 分

特設人権相談（※予約優先・無料）

10 月 16 日（金）・11 月 20 日（金）・12 月 2 日（水）
時間は全て 13 時～16 時
〈問い合わせ・予約〉市役所４階 人権推進多文化共生課
☎072-740-1150

生活人権相談



毎週月～金曜日
9 時～17 時
川西市総合センター
☎072−758−8398

セクシュアルマイノリティ相談会

毎月第4木曜日　10/22（木）
13 時半～16 時
川西市総合センター
☎072−758−8398